市営葬儀の手引き
～お葬式を準備される方へ～

これからお葬式を準備され、市営葬儀のご利用を検討されている方が、
どのようにお葬式の準備をすればよいのかをご紹介します。

茨木市 くらし産業環境部 市民課

電話：072（６２２）８１２１［内線:2321・2323］

市営葬儀を利用するには、以下の４つの項目について決めていただく必要があります。

決めておくべき４つの項目とは…

１　式場の大きさを決める

２　お葬式の形式（宗教）を決める

３　補助業者を決める（祭壇脇飾り等取扱業者の決定）

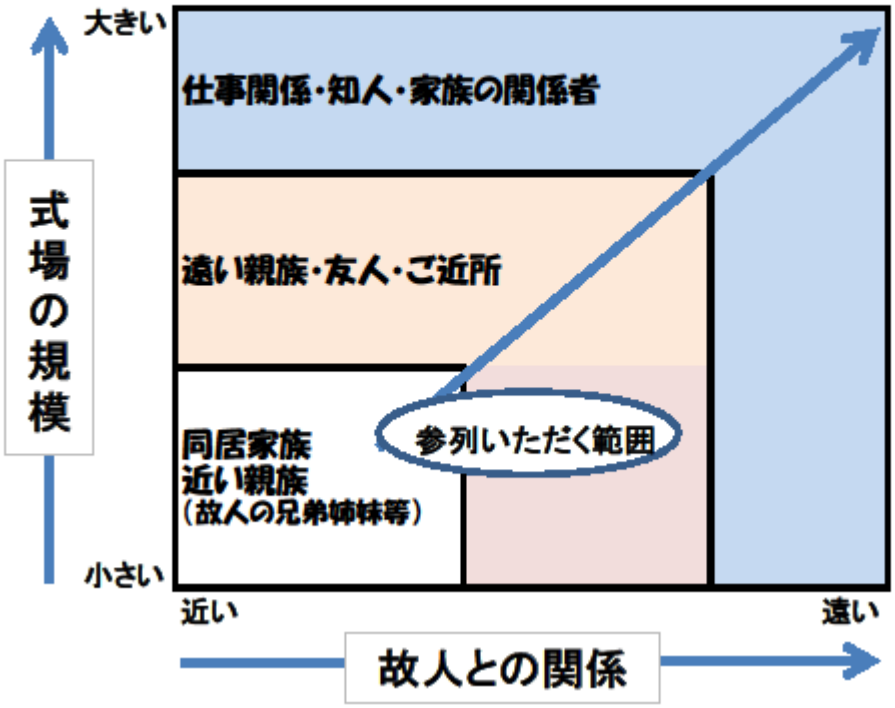
４　ご遺体の安置場所を決める

項目ごとの詳しい説明は下記をご覧ください。

１　式場の大きさを決める

式場の大きさは、「お葬式に参列する会葬者の人数」で決まります。

そのため、お葬式に参列する会葬者の人数を予測し、その人数に合わせた式場を申込むことが重要です。下図をご覧ください。



会葬者の人数は、お葬式を知らせる範囲を絞るという方法で、ある程度コントロールすることができます。同居家族・近い親族だけでお葬式をされる場合は、参列いただかない親族の方の了解を事前に得ておく事が望ましいです。

また、お葬式をしないでご遺体の火葬のみを行う直葬という方法もあります。

市営葬儀を利用し、市立斎場でお葬式をされる場合は、

- 第１告別式場（席数　45 席）　－　控室１室（最大 20 人程度食事可能）
- 第２告別式場（席数 120 席）　－　控室４室（最大 48 人程度食事可能）
- 第２告別式場（席数　50 席）　－　控室３室（最大 28 人程度食事可能）
- 第３告別式場（席数　80 席）　－　控室３室（最大 40 人程度食事可能）
- 第３告別式場（席数　50 席）　－　控室３室（最大 40 人程度食事可能）
- 第５告別式場（席数　18 席※）　－　控室１室（最大１２人程度食事可能）

※16 席を超えると２席分簡易の椅子をお出しします。18 名を超える方の参列はできませんので、ご注意ください。

の式場（それぞれ控室付）があります。会葬者の人数及び食事の必要な方の人数に合わせてお申込ください。

また市営葬儀では、茨木市内であれば自宅や集会所等での葬儀にも対応しております。

火葬のみを行う直葬の場合は、式場の申込は不要ですが火葬場の申込が必要になります。

ご希望の火葬日時をお伝えいただきお申込ください。

（※死後２４時間以内は、ご遺体の火葬ができないと法律で決まっています。）

２　お葬式の形式（宗教）を決める

どのような形式（宗教）で、お葬式を行うかを決めます。

主な形式には、仏式（仏教）、神式（神道）、キリスト式（キリスト教）等があります。

また、宗教者を呼ばない無宗教式という形式もあります。

式の司会・進行については市の葬儀職員が担当しております。

それぞれの式の特徴については下図を参考にして下さい。

形式名	仏式	神式	キリスト式	無宗教式
依頼先	お寺	神社	教会	
宗教者名	住職	神官	神父・牧師	
式の中心	読経	祝詞	祈り	音楽・偲ぶ言葉等
捧げるもの	お焼香	玉串奉奠	献花	献花・焼香等

形式（宗教）が決まれば、宗教者に依頼します。

宗教者の方とお付き合いがあれば、直接ご依頼ください。お付き合いはあるけれど宗教者が遠方にいるという場合は、近くの宗教者を紹介してもらえる場合もありますので、一度お付き合いのある宗教者へご相談される事をお勧めします。宗教者の方とお付き合いがないけれど、宗教者への依頼を希望される場合は、連絡先の記載された茨木市内の宗派別一覧表をお渡ししますので、一覧表の中からお選びいただき直接ご依頼ください。

火葬のみを行う直葬の場合でも、火葬前に宗教者の方に来ていただくことは可能です。

３　補助業者を決める（祭壇脇飾り等取扱業者の決定）

市営葬儀では、市で直接対応ができないこと（ご遺体にドライアイスをあてる事や遺影写真の作成等）があります。

市が直接対応できないことは、下記の「祭壇脇飾り等取扱業者」が市営葬儀の補助業者として対応しております。市営葬儀ご利用の際は、必ず１社をお選びいただき、直接市営葬儀の補助をご依頼ください。

また、病院からのご遺体の搬送、祭壇横に飾られるお花の手配、会葬者へのお礼の品等も、補助業者である「祭壇脇飾り等取扱業者」が葬家との打ち合わせの上、手配いたします。

祭壇脇飾り等取扱業者一覧表

（順不同）

業　者　名	電　話	住　所
（株）ハナブ商店	０７２－６２２－２２２２	寺田町１０番２６号
（株）花廣	０７２－６２５－１１４４	東宮町７番６号
（株）あい友社	０７２－６４３－３３６６	安威二丁目１番３５号
（株）公益社茨木営業所	０７２－６３０－００２１	舟木町１７番２１－１０３号
（株）日本セレモニー（茨木典礼会館）	０７２－６４５－５４４５	宇野辺二丁目１４番２１号
（株）華の誠	０７２－６４７－９５３１	上穂積四丁目３番８A-1
（株）原三松堂（はらホール）	０７２－６３７－８９３３	大同町２番１８号
すいこうしゃ	０６－６３８１－００４２	竹橋町１５番３４号

（重要）市営葬儀等に必要な費用について

市営葬儀をご利用いただいた場合、必要な費用は以下の合計となります。

① 市に支払う費用（市営葬儀使用料＋告別式場使用料）

→パンフレットを参照ください

② 祭壇脇飾り等取扱業者に支払う費用

（お花・会葬者へのお礼の品・寝台車・骨壷・その他オプション）

③ 料理代金（通夜ぶるまい・精進あげ等）

④ 宗教者へのお礼

補助業者に支払う費用については打ち合わせで決定するため、必要性や予算に応じて業者と内容を打ち合わせください。また、宗教者へのお礼については、宗派やお付き合いの程度によっても異なりますので、直接宗教者の方にお尋ねください。

４　ご遺体の安置場所を決める

多くの方は病院でお亡くなりになられますが、ご遺体を長時間病院で安置するのは困難な場合が多くなっています。そのため、ご遺体の安置場所を決めて、補助業者に依頼し、寝台車で安置場所までの搬送を依頼する必要があります。

市営葬儀を利用する場合、斎場へのご遺体の搬送日は、お葬式をされる方は通夜式当日、火葬のみを行う直葬の場合は火葬日当日が原則となります。

通夜式当日もしくは火葬日当日までの安置場所としては、ご自宅・斎場の霊安室・補助業者の霊安室等が挙げられます。

ご自宅での安置

自宅安置の場合、納棺が可能であれば市職員がご自宅で納棺をし、霊柩車で斎場にご遺体を搬送いたします。納棺ができない場合は、補助業者の寝台車でご自宅から斎場にご遺体を搬送し、斎場で市職員が納棺いたします。

自宅安置ができない場合は、斎場の霊安室もしくは補助業者の霊安室をご利用ください。

斎場の霊安室での安置

斎場の霊安室は、通夜式の前日及び通夜式当日のみご利用が可能です。霊安室のご遺体の受け入れ可能な時間は、９：００～１６：３０となっており、夜間の搬送はできません。また、斎場の霊安室に安置された場合、２２：００～翌日９：００の間は施錠の関係上、夜間のお付き添いはできませんのでご理解ください。

ご希望の場合は電話でお申込いただければ、補助業者の寝台車で斎場の霊安室までご遺体を搬送し、市職員が納棺・安置いたします。

火葬のみを行う直葬の場合は、斎場の霊安室のご利用はできません。

補助業者の霊安室での安置

最後に補助業者の霊安室です。

補助業者の霊安室については、安置場所及び使用料金等を必ず補助業者にご確認ください。補助業者の霊安室に安置された場合は、通夜式および火葬日当日に補助業者の寝台車で斎場にご遺体を搬送し、斎場で市職員が納棺をいたします。

市営葬儀利用の流れ

最後に、これらを踏まえて市営葬儀利用の基本的な流れについてご説明します。

○事前に準備すること

１　式場の大きさを決める。
２　お葬式の形式（宗教）を決める。
３　補助業者を決める（祭壇脇飾り等取扱業者の決定）。
４　ご遺体の安置場所を決める。

○お亡くなりになられたらすること

１　茨木市役所（電話〔代表番号〕：072-622-8121）へ連絡し、希望する大きさの式場と日程を予約する。火葬のみの直葬の場合は、希望する火葬日時を予約する。
２　市営葬儀を補助する祭壇脇飾り等取扱業者を１社決定し、連絡して安置場所へのご遺体の搬送を依頼する。
３　宗教者へ、お葬式の式場と日程を連絡して依頼を行う。
４　お葬式の式場と日程を、参列者の方へ連絡する。
５　病院等の医療機関で、死亡届（死亡診断書）を受け取る。
（死亡診断書はコピーをとられておくことをオススメします）
６　祭壇脇飾り等取扱業者と、遺影写真作成やお花の手配等の打ち合わせを行う。
７　市役所市民課（本館１階５－①窓口）で、死亡届・市営葬儀使用料金を持参して、市営葬儀の申込を行い、火葬に必要な火葬許可証を受け取る。
８　通夜式もしくは火葬日当日に、ご遺体を斎場に搬送・納棺する。
自宅安置の場合、通夜式および火葬日当日にご自宅で納棺後、斎場へ搬送する。
９　市の葬儀職員と、お葬式の内容について打ち合わせを行う。市の葬儀職員に火葬許可証を預けておく。
10　通夜式・告別式を執り行い、火葬場で最後のお別れをする。
11　火葬場で荼毘に伏した後、初七日・十日祭等の法要を行い帰宅。
（法要は、斎場の告別式場利用の方のみ利用可能です）
焼骨と返却された火葬許可証は、納骨の時まで大切に保管しておく。